読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十六条の二十八第四項	第二項第二号	第百二十六条の三十八第二項第二号
同項第七号	二以上の特定救済金融機関等	二以上の特定再承継金融機関等
第百二十六条の二十八第七項及び第八項	金融機関等	特定再承継金融機関等
第百二十六条の二十九第一項	当該特定合併等	当該特定再承継
第百二十六条の二十九第二項	特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等及び特定救済持株会社等	特定再承継金融機関等及び特定再承継金融機関等又は特定再承継金融機関等及び特定再承継特定持株会社等
第百二十六条の二十九第三項	特定合併等	特定再承継
	特定破綻金融機関等	特定承継金融機関等
	特定救済金融機関等	特定再承継金融機関等
	特定救済持株会社等	特定再承継特定持株会社等
	前条第二項第五号	第百二十六条の三十八第二項第四号
第百二十六条の二十九第八項	特定破綻金融機関等	特定承継金融機関等

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十七　第二十九条の二十三の規定は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは、「法第百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十八　第二十九条の二十五の規定は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十五第二号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは、「法第百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十九　第二十九条の二十六の規定は、法第百二十六条の三十八第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十六第二号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは「法第百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは「法第百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」と、「法第百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の四十　法第百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定又は法第百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、特定再承継（同条第二項に規定する特定再承継をいう。）のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第二項	前条第一項	第百二十六条の二十九第一項
	第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項	第百二十六条の三十八第一項
第六十二条第五項	金融機関等又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十四条第四項	資金援助	特定資金援助
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十四条第五項	資金援助	特定資金援助
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	合併等	特定再承継
第六十四条の二第二項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	救済金融機関又は救済銀行持株会社等	特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等
	合併等	特定再承継
第六十四条の二第三項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	資金援助	特定資金援助
第六十四条の二第四項	合併等	特定再承継
	同条第二項第二号	第百二十六条の三十八第二項第二号
	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	金融機関	金融機関等